

動産譲渡登記申請データ仕様

(令和元年5月7日更新)

法 務 省

目 次

1 . 使用する電磁的記録媒体	1
2 . ファイル構成 , ファイル名及び記録すべき事項	1
3 . ファイル形式	1
4 . 使用可能文字規定等	1
5 . ファイルへの記録方法	2
6 . 申請データ仕様	
6 - 1 . 登記共通事項ファイル (COMMON.xml)	4
6 - 2 . 譲渡人ファイル (JT.xml)	5
6 - 3 . 譲受人ファイル (JJ.xml)	6
6 - 4 . 動産個別事項ファイル (MOVABLES.xml)	7
6 - 5 . 代理人ファイル (DAIRI.xml)	8
7 . 各種コード	9

1. 使用する電磁的記録媒体

申請データを記録する媒体は、以下のとおりとする。

- ・ JIS に準拠した 120 mm の CD-R 又は CD-RW とする。ファイルシステムは JISX0606 とすること。また、書き込み方法は、追記を不可とするために、ディスクアットワンス (Disk at Once) とする。

なお、1 媒体 1 申請とし、1 媒体に記録することができる動産の個数は 1,000 個以内とする。

電磁的記録媒体の提出に当たっては、CD-R 又は CD-RW を格納したケースに申請人の氏名 (商号等) 及び申請年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

2. ファイル構成、ファイル名及び記録すべき事項

1 個の電磁的記録媒体には、以下のファイル名による 5 つのファイルを設定する。

なお、ファイルの拡張子「.xml」は、半角小文字でなければならない。

また、代理人によって登記の申請をしない場合には、代理人ファイルを設定してはならない。

項番	ファイル	ファイル名	記録すべき事項
1	登記共通事項ファイル	COMMON.xml	項番 2 から 5 までのファイルに記録すべき事項以外の事項
2	譲渡人ファイル	JT.xml	譲渡人に関する事項
3	譲受人ファイル	JJ.xml	譲受人に関する事項
4	動産個別事項ファイル	MOVABLES.xml	譲渡に係る動産に関する事項
5	代理人ファイル	DAIRI.xml	代理人に関する事項

3. ファイル形式

各ファイルの形式は、XML 規格とし、JIS X4159 で規定する Extensible Markup Language (XML) 1.0 に準拠しなければならない。

4. 使用可能文字規定等

(1) 使用可能文字

- ・ JIS X 0201 及び JIS X 0211 が定義する文字集合 (ただし、一部を除いた制御文字及び 1 バイト仮名文字は除く。) を使用可能

とする。

- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合（非漢字，第一水準漢字及び第二水準漢字）を使用可能とする。

（２）使用不可文字

- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合のうち，次の 6 文字を使用不可とする。

「 」、 「 ~」、 「 」、 「 」、 「 」及び「 」

- ・ 申請データに外字（JIS X 0201 及び 0208-1997 に定義されていない文字）が含まれている場合には，その外字の読みをカタカナで記録する。

（３）文字コード規定

8-bit UCS Transformation Format (UTF-8)にて規定された文字コードとする。

5 . ファイルへの記録方法

- （１）各ファイルに所要事項（データ）を記録する際には，次の 6 - 1 から 6 - 5 までに定めるところにより，「項番」欄に掲げる番号の順に「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」及び登記共通事項ファイルの「備考」の項を除き，「全角スペース」を含んではならない。）
- （２）「タグ名」欄に掲げる事項を記録する際には，記録すべき事項の前後にそのタグ名を記録しなければならない。例えば，「<商号等> 法務商事株式会社</商号等>」のように記録しなければならない。
- （３）「文字数」欄に掲げる数値は，記録すべき事項の文字数を示す。この文字数は，「固定/可変」欄に「固定」と表示された項目については，定められたとおりの文字数でなければならないが，「固定/可変」欄に「可変」と表示された文字数については，定められたとおりの文字数以内であればよい。
- （４）「条件」欄に「必須」と表示された項目は，必ず記録しなければならない。「条件付必須」と表示された項目は，当該項目の「記録上の注意事項等」に記載された条件に合致する場合には必ず記録しなければならず，条件に合致しない場合には記録しなくてもよい（ただし，各項目の「記録上の注意事項等」に従う。）。「任意」と表示された項目は，記録しなくてもよい（ただし，各項目の「記録上の注意事項等」に従う。）。「予備」と表示された項目は，将来申請データ仕様の更新等により必要が生じた場合に使用することを予定したものであり，現段階では記録することはできない。
- （５）譲渡人又は譲受人が登記されている法人であって，その本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0102」を

記録した場合)には、「本店等所在」の項には日本における営業所又は事務所を記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。

譲渡人又は譲受人が登記されていない法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には「 」（全角ハイフン）と記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。

その他の場合、「外国会社の本店等の所在」の項には記録をすることができない。

- (6) 譲渡人又は譲受人(これらの代理人を含む。)の氏名、商号又は名称を記録する際には、「商号等」又は「氏名」の項に本来の表記(戸籍、登記簿等に記載されている漢字仮名交じりのもの又はローマ字その他の符号)を記録し(なお、「商号等」の項には、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き「全角スペース」を記録することができる。),「フリガナ」の項に読み仮名を記録する。

6. 申請データ仕様

6-1. 登記共通事項ファイル (COMMON.xml)

項番	タグ名	固定/可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等
1	登記共通事項						
2	登記種別コード	固定	2	半角数字	必須	01	「表7-2. 登記種別コード一覧」に掲げるところにより、「01」を必ず記録しなければならない。
3	登記原因年月日						「存続期間の満了年月日」より以前(同日可)の日付でなければならない。
4	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
5	年	固定	2	半角数字	必須	23	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3日」のように1桁の場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
6	月	固定	2	半角数字	必須	02	
7	日	固定	2	半角数字	必須	14	
8	登記原因コード	固定	2	半角数字	必須	01	「表7-4. 登記原因コード一覧」に掲げるところにより、登記原因を示す登記原因コードを記録しなければならない。
9	登記原因	可変	64	全角	条件付 必須		登記原因が「その他」の場合(「登記原因コード」の項に「99」を記録した場合には、登記原因を必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、契約の名称を任意に記録することができる。
10	存続期間の満了年月日						「登記原因年月日」より以後(同日可)の日付でなければならない。
11	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
12	年	固定	2	半角数字	必須	25	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3日」のように1桁の場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
13	月	固定	2	半角数字	必須	02	
14	日	固定	2	半角数字	必須	21	
15	備考	可変	127	全角	任意		他の項目に記録すべき事項以外のものであって、動産譲渡の契約内容等を特定するために有益な事項を記録することができる。
16	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。

6 - 2 . 譲渡人ファイル (JT.xml)

項番	タグ名	固定/可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲渡人情報							
2	譲渡人の数	可変	3	半角数字	必須	1	譲渡人ファイルに記録されている譲渡人の数を記録しなければならず、かつ、「1」から「999」までの範囲のアラビア数字を記録しなければならない。	
3	譲渡人						譲渡人が複数であるときは、各譲渡人ごとに項番3から11までの事項を記録しなければならない。	↑
4	識別コード	固定	4	半角数字	必須	0101	「表7 - 1 . 識別コード一覧」に掲げるところにより、譲渡人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。ただし、「0203」は記録してはならない。	
5	商号等	可変	60	全角	必須	甲乙ファイナンス株式会社		
6	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	コウオツファイナンスカブシキガイシャ		
7	取扱店	可変	20	全角	任意	東京支店	動産の譲渡に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	90	全角	必須	東京都中央区中央一丁目1番1号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0102」を記録した場合）には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0202」を記録した場合）には、「」を記録し、その他の場合には、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	90	全角	条件付 必須		外国会社の場合（「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合）には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010100000001	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合（「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合）以外は記録してはならない。	
11	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

6 - 3 . 譲受人ファイル (JJ.xml)

項番	タグ名	固定/可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲受人情報							
2	譲受人の数	可変	3	半角数字	必須	50	譲受人ファイルに記録されている譲受人の数を記録しなければならず、かつ、「1」から「999」までの範囲のアラビア数字を記録しなければならない。	
3	譲受人						譲受人が複数であるときは、各譲受人ごとに項番3から11までの事項を記録しなければならない。	↑
4	識別コード	固定	4	半角数字	必須	0101	「表7 - 1 . 識別コード一覧」に掲げるところにより、譲受人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
5	商号等	可変	60	全角	必須	株式会社エー・ピー・シー・ファイナンス		
6	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	カブシキガイシャエーピーシーファイナンス		
7	取扱店	可変	20	全角	任意	北海道支店	動産の譲渡に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	90	全角	必須	東京都台東区中央一丁目1番1号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0102」を記録した場合）には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0202」を記録した場合）には、「」を記録し、その他の場合には、住所、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	90	全角	条件付 必須		外国会社の場合（「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合）には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010501222222	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合（「識別コード」の項に「0101」, 「0102」又は「0153」を記録した場合）以外は記録してはならない。	
11	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

6 - 4 . 動産個別事項ファイル (MOVABLES.xml)

項番	タグ名	固定/可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	動産個別事項							
2	動産個数	可変	4	半角数字	必須	100	動産個別事項ファイルに記録された動産の個数を記録しなければならず、かつ、1,000個以下でなければならない。	
3	動産個別						動産が複数であるときは、各動産ごとに項番3から10までの事項を記録しなければならない。	↑
4	動産通番	固定	4	半角数字	必須	0001	1件の申請ごとに1番(0001番)で始まる動産の連続番号を4桁のアラビア数字で記録する。	
5	動産区分コード	固定	2	半角数字	必須	01	「表7-5.動産区分コード一覧」に掲げるところにより、動産の区分を示す動産区分コードを記録しなければならない。	
6	動産の種類	可変	90	全角	必須	油圧式プレス機	譲渡に係る動産の種類を記録しなければならない。	
7	動産の特質	可変	90	全角	条件付必須	製造番号: 2010ABC0001	動産区分コードが「01」(個別動産)の場合は必ず記録しなければならない。動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質(製造番号等)を記録しなければならない。 動産区分コードが「02」(集合動産)の場合は記録してはならない。	
8	動産の保管場所の所在地	可変	90	全角	条件付必須	東京都新宿区中央一丁目1番1号	動産区分コードが「02」(集合動産)の場合は必ず記録しなければならない。保管場所の所在地(地番又は住居表示番号まで)を記録しなければならない。 動産区分コードが「01」(個別動産)の場合は記録してはならない。	個数分 繰り返す
9	備考	可変	300	全角	任意	<個別動産の用例> 動産の名称: プレスター、 保管場所の所在地: 東京都中野区中央一丁目1番1号、 製造社名: 動産機械株式会社 <集合動産の用例> 保管場所の名称: 甲乙商事第一倉庫、 製造社名: 動産譲渡株式会社	他の項目に記録すべき事項以外のものであって、動産を特定するために有益な事項を記録することができる。 動産区分コードが「01」(個別動産)の場合は、他の欄で入力すべき事項以外の事項であって、動産を特定するために有益な事項(動産の名称、保管場所の所在地、製造社名等)を記録することができる。 動産区分コードが「02」(集合動産)の場合は、他の欄で入力すべき事項以外の事項であって、動産を特定するために有益な事項(動産の内訳、保管場所の名称、製造社名等)を記録することができる。	
10	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

6 - 5 . 代理人ファイル (DAIRI.xml)

項番	タグ名	固定/可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	代理人情報							
2	代理人						譲渡人及び譲受人の代理人が同一である場合（「代理人種別」の項に「03」を記録した場合には、当該同一の代理人について、項番2から6までの事項を一つずつ記録すれば足りる。 代理人が複数である場合（譲渡人及び譲受人について、それぞれ別の代理人である場合には、各代理人ごとに項番2から6までの事項を記録しなければならない。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">人数分 繰り返す</div>
3	代理人種別	固定	2	半角数字	必須	01	「表7 - 6 . 代理人種別コード一覧」に掲げるところにより、代理人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
4	氏名	可変	60	全角	必須	動産五郎		
5	所在	可変	90	全角	必須	東京都中野区中央一丁目1番1号甲乙ファイナンス総務部総務課		
6	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

(注) 代理人により登記の申請をする場合には、必ず作成しなければならない。それ以外の場合には、作成してはならない。

7. 各種コード

表7-1. 識別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
識別コード	4	0101	登記されている日本に本店のある法人
		0102	登記されている日本に本店のない法人
		0153	登記されている登録免許税が免除される法人
		0201	登記されていない日本に本店のある法人
		0202	登記されていない日本に本店のない法人
		0203	個人
		0251	国
		0252	地方公共団体
		0253	登記されていない登録免許税が免除される法人

表7-2. 登記種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記種別コード	2	01	動産譲渡登記

表7-3. 元号コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
元号コード	2	01	昭和
		02	平成
		03	令和

表7-4. 登記原因コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記原因コード	2	01	売買
		02	贈与
		03	譲渡担保
		04	営業譲渡(09を除く。)
		05	事業譲渡(09を除く。)
		06	代物弁済
		07	交換
		08	信託
		09	現物出資
		99	その他

表7-5. 動産区分コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
動産区分コード	2	01	個別動産
		02	集合動産

表7-6. 代理人種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
代理人種別コード	2	01	譲渡人の代理人
		02	譲受人の代理人
		03	譲渡人及び譲受人の代理人